

令和 7 年 4 月 1 日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

療養病棟へご入院の方

○医療の必要性の低い方

所得区分	1 食あたりの食費(負担額)	
	令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一般	490 円	➡ 510 円
低所得Ⅱ	230 円	➡ 240 円
低所得Ⅰ	140円	140円

○医療の必要性の高い方

所得区分		1 食あたりの食費(負担額)	
		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一般		490 円	➡ 510 円
低所得Ⅱ	90 日までの入院	230 円	➡ 240 円
	90 日を超える入院	180 円	➡ 190 円
低所得Ⅰ		110 円	110 円

※指定難病患者の方は 280 円から 300 円へ変更となります。

障害者病棟へご入院の方

所得区分		1食あたりの食費(負担額)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般		490 円	→ 510 円
低所得 Ⅱ	90日までの入院	230 円	→ 240 円
	90日を超える入院	180 円	→ 190 円
低所得Ⅰ		110 円	110 円

※指定難病患者の方は 280 円から 300 円へ変更となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は南高井病院 医事課までお問い合わせ下さい。

医療法人天真会 南高井病院